⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成24年４月20日において次の要件を満たすものとする。

①　平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の製作及び架設の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）

㈠　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㈡　橋梁型式が下記を除く鋼橋であること。

１）鈑桁橋

２）３径間以下の箱桁橋

ただし、連続桁の鋼床版鈑桁橋並びに連続桁の鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

㈢　最大支間長が60m以上であること。

㈣　床版支間4.0m以上の鋼コンクリート合成床版の施工が含まれている工事であること。

ただし、上記㈠～㈢は同一工事とし、㈣は別工事でもよい。なお、㈣を別工事とする場合は㈠を満たすこと。

なお、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記の施工実績を有し、他の構成員は、元請けとして完成・引渡しが完了した上記㈠、㈡の施工実績を有すること。

ただし、上記㈠、㈡は同一工事であること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の鋼構造物工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30%以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈱」によるものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないとき又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

８　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「圏央道利根川高架橋上部その１工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 24 年３月 23 日

水産庁長官　佐藤　正典

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　77

⑵　購入等特定役務及び数量

船舶（白萩丸）第２種中間検査及び一般修繕　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成24年４月13日17時（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8907 東京都千代田区霞が関１－２－１　水産庁漁政部漁政課船舶管理室　三浦　一雄　電話03―3502―8111　内線6515

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成24年３月23日から平成24年４月12日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 77

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Ship (SHIRAHAGI-MARU) Intermediate inspection No. 2 and Repair services 1 Set

⑶　Time-limit for the submission of comments : 5 : 00 P.M. 13 April, 2012

⑷　Contact point for the notice : Kazuo Miura Office of Vessels Management, Fisheries Policy Planning Department, Fisheries Agency, 1―2―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8907 Japan TEL 03―3502―8111 ex. 6515

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 24 年３月 23 日

独立行政法人都市再生機構

総務人事部担当部長　横山　和彦

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　14

○第１号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　借入物品及び数量　基幹系システム用機器一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成24年４月13日　17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒231―8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地１　独立行政法人都市再生機構　総務人事部情報システムチーム　電話045―650―0349

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成24年３月23日から平成24年４月13日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 14

⑵　Nature and quantity of the products to be leased : Equipment for Enterprise system, 1 set, etc

⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00, 13 April, 2012